

外国人との共生社会の実現のための有識者会議（第2回）

円滑なコミュニケーションのための日本語教育等の取組について

- P 1～11：出入国在留管理庁作成資料
- P 12：文部科学省作成資料
- P 13～16：厚生労働省作成資料
- P 17～20：経済産業省作成資料
- P 21～25：出入国在留管理庁作成資料



令和3年3月24日
出入国在留管理庁

日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)

(「日本語教育の推進に関する法律 概要」から抜粋)

目的(第一条関係)

(背景) 日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



(目的) 多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

基本理念(第三条関係)

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 (「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】」から抜粋)

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与

2 国及び地方公共団体の責務

○国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。

○地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

3 事業主の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習
機会の提供等の支援に努める。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)(抜粋)

- 外国人が我が国において生活していく中で、日本語能力が不十分な場合、円滑な意思疎通が図れず、様々な場面において支障が生じ得る。外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から排除されること等のないようにするためには、より円滑な意思疎通の実現に向け、いわゆる第二言語としての日本語を習得できるようにすることが極めて重要である。特に、日本で働くに当たっては、業務上必要となる専門的な日本語のほか、職場において日本語で意思疎通を図ることができるよう、生活に必要な日本語を身に付けることが必要であるとともに、職場等における効果的なコミュニケーションのため受入れ側の環境整備を図ることが重要である。
- 外国人が我が国で生活するに当たっては、在留手続、納税手続、労働関係法令、社会保険制度をはじめとする各種の手続・法令・制度、ごみ出しルールをはじめとする社会生活上のルール等について、分かりやすい形で迅速に情報を入手できることが必要
- 我が国において人口減少や高齢化が進行する中、地域経済を支える貴重な人材として、また、地域社会の重要な構成員として、外国人住民の役割は重要性を増しており、国籍等にかかわらず外国人が暮らしやすい地域社会づくりを推進することが求められている。（中略）外国人が安心して我が国での生活や就労を開始できるようにするため、地域において外国人の支援に携わる機関・個人に対する適切な支援等を行う必要がある。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)(抜粋)

- 在留外国人の増加を踏まえ、外国人が関係する交通事故を防止する等の観点から、外国人が日本の交通ルール・マナーを的確に理解できるようにするための取組を推進していくこと等が必要である。(中略) さらに、在留外国人や訪日外国人旅行者の増加に対応し、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題等にも適切に対処する必要がある。

地域における多文化共生推進プラン(令和2年9月改訂)(抜粋)

- 増加を続ける外国人住民が日常生活及び社会生活を地域住民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図るため、日本語教育を推進することが必要である。

日本語教育の全国展開・学習機会の確保

- ・日本語教育環境を強化するための地方公共団体の総合的な体制づくりの推進《施策番号90》
- ・日本語教育推進法に基づく地方公共団体の基本方針の作成の促進《施策番号90》
- ・日本語教室空白地域の地方公共団体における日本語教室の開設に向けた支援の強化《施策番号91》

日本語教育の質の向上等

- ・「日本語教育の参照枠」や「日本語能力の判定基準」の検討・作成《施策番号95》
- ・日本語教師の養成・研修プログラムの改善・充実・普及のより一層の推進《施策番号96》
- ・日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格である公認日本語教師（仮称）制度の整備《施策番号97》
- ・日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備の検討及び同検討結果に基づいた必要な措置の実施《施策番号102》

職場における日本語能力の向上等

- ・外国人労働者の就労場面における日本語コミュニケーション能力評価ツールの作成《施策番号99》
- ・技能実習生の入国前講習、入国後講習等の日本語学習教材の開発、提供《施策番号100》
- ・日本人社員と外国籍社員の効果的なコミュニケーションを推進するための調査《施策番号101》

社会生活上のルールや制度に関する周知等

（生活・就労全般）

- ・安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報に係る「生活・就労ガイドブック」の作成・周知《施策番号48》
- ・医療、保健、防災対策等の分野や、子供の教育、保育その他の子育て支援サービス、労働関係法令、社会保険（医療保険、年金、介護保険、労働保険）、在留手続等の分野、民間賃貸住宅等の契約等に係る段階的な多言語対応の推進《施策番号53》

（交通ルール）

- ・関係機関との連携による交通ルールに関する知識の普及《施策番号77》

（労働関係法令等）

- ・「雇用管理に役立つ多言語用語集」の作成・周知及び「やさしい日本語」による労働条件や支援策等に関する情報発信の強化《施策番号133》
- ・労働基準監督署における事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知等《施策番号137》
- ・外国人労働者に対する外国語による安全衛生教材の開発及び安全衛生教育に関する事業者に対する指導・支援等《施策番号139》

（社会保険）

- ・社会保険への加入促進の推進等《施策番号149、150》

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」(抜粋) (令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

3 生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備

- 安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報（在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等）について、「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、電子版（14か国版及びやさしい日本語版）をポータルサイトに掲載したところ、今後も関係省庁連携の下、必要に応じてその内容を拡充する。また、冊子化したやさしい日本語版を関係機関に配布等する。〔法務省（外務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁）〕《施策番号48》
- 特に、医療、保健、防災対策等の外国人の生命・健康に関する分野や、子供の教育、保育その他の子育て支援サービス、労働関係法令、社会保険（医療保険、年金、介護保険、労働保険）、在留手続等の分野における情報提供・相談対応、民間賃貸住宅等の契約等については、地域ごとの国籍別の在留外国人の多寡等の状況を踏まえ、できる限り、母国語による情報提供・相談対応等が可能となるよう、段階的な多言語対応の環境づくりを進める。〔内閣府（子ども・子育て）、消費者庁、法務省、総務省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省等関係省庁〕《施策番号53》

(2) 生活サービス環境の改善等

③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

- 関係機関との連携の下、交通安全教育や交通安全についての広報啓発活動等を通じて、外国人の間にも日本の交通ルールに関する知識を普及させることにより、交通事故の防止を図る。
外国人向けの運転免許試験手続に関する警察庁ウェブサイトの拡充等、広報啓発活動を充実する。
また、外国の運転免許を日本の運転免許に切り替える際に行う知識確認について、やさしい日本語対応のほか、更なる多言語化を進めること、運転免許を新規に取得する際の学科試験において多言語化を進めること等について、地域の実情等に応じて対応するよう全都道府県警察に要請する。
あわせて、外国語の問題例について警察庁で作成する。
さらに、偽造運転免許証を用いた日本の運転免許証の不正取得事案を防止するため、外国の運転免許制度に係る情報収集を強化する。〔警察庁〕《施策番号77》

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」(抜粋) (令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

3 生活者としての外国人に対する支援

(3) 日本語教育の充実(円滑なコミュニケーションの実現)

- 就労者も含めた地域で生活する外国人に対し生活に必要な日本語教育を行うため、その教育内容・方法の標準を定めた「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」や、これに準拠した「教材例集」等の周知や活用促進を更に実施し、地域の日本語教育の水準向上を図る。

また、「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」等を活用した、一定の水準を満たした日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指し、地域住民との交流の場としての公民館等の公的施設の活用にも留意しつつ、在留外国人が生活する地方公共団体が地域の実情を踏まえて取り組めるように地域における日本語教育を推進する。その一環として、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するため、国及び地方公共団体の総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成を促す。

さらに、先進的な取組を行うNPO等への支援を実施する。〔文部科学省〕《施策番号90》

- 日本語教室空白地域の解消の推進のため、空白地域の地方公共団体に対する教室開設のためのアドバイザー派遣等とともに日本語教室の開設・安定化に向けた支援を行う。また、在留外国人が多いが日本語教室が未設置の市町村がある都道府県において日本語教室開設に向けた研究協議会を開催する。さらに、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人に対して、生活場面に応じた日本語を自習できるICT教材(14か国語)を開発し、開発できた言語から順次速やかに提供する。〔文部科学省〕《施策番号91》

- 日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、

評価できるようにするため、「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)」を参考にした「日本語教育の参照枠」や、「日本語能力の判定基準」について検討・作成する。〔文部科学省〕《施策番号95》

- 国内外で日本語学習者が増加する中、日本語教育を担う人材の育成が急務となっていることから、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年3月文化審議会国語分科会)を踏まえ、地域日本語教育コーディネーター、就労者等に対する日本語教師の養成・研修プログラムの改善・充実・普及を一層推進して日本語教育全体の質の向上を図る。〔文部科学省〕《施策番号96》

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」(抜粋) (令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

3 生活者としての外国人に対する支援

(3) 日本語教育の充実(円滑なコミュニケーションの実現)

- 外国人等の急増や日本語学習者の多様化等を受け、専門性を有する日本語教師の確保が必要となっていることから、「日本語教師の資格の在り方について(報告)」(令和2年3月10日文化審議会国語分科会)等を踏まえ、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格である公認日本語教師(仮称)制度を整備することにより、日本語教育の質の向上を図る。〔文部科学省〕《施策番号 97》
- 外国人労働者の就労場面における日本語コミュニケーション能力を定義し評価できるようにするため、企業のニーズを把握した上で、日本国内で働くことに特化したツールを作成し、各企業が活用できる「ひな形」として提供する。〔厚生労働省〕《施策番号99》
- 技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習として、実際の現場で使用する語彙や表現を学ぶためのe-learning教材を開発、提供する。〔厚生労働省〕《施策番号100》
- 日本人社員の上司や同僚が外国人材との効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学ぶ手法について調査を行うとともに、企業における効果的なコンテンツや学び方の活用を検討する。〔経済産業省〕《施策番号 101》
- 日本語教育推進法附則第2条を踏まえ、日本語教育を行う機関(日本語教育を行う学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校を含む。)のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備についての検討を行った上で、日本語教育推進法第8条において、政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないとされていることを踏まえ、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔文部科学省、法務省〕《施策番号 102》

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」(抜粋) (令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

3 生活者としての外国人に対する支援

(5) 留学生の就職等の支援

- 事業主と外国人労働者の意思疎通を促進し、外国人労働者の職場定着のための事業主の取組を支援するため、以下の措置を講ずる。
 - ・ 労働条件等に関する事業主と外国人労働者の間のトラブルの発生予防に資するよう、労働契約等で使用頻度の高い単語や例文を各国語に翻訳した「雇用管理に役立つ多言語用語集」を作成し、事業主や外国人に周知するとともに、多言語自動翻訳技術の基礎的データとして活用することにより、雇用管理に係る用語の翻訳精度の向上を図る。
 - ・ 多言語はもとより、事業主と外国人労働者双方が理解可能な言語としての「やさしい日本語」による労働条件や支援策等に関する情報発信（ホームページ、SNS、パンフレット等）を強化する。取り分け、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた場合等のきめ細かな再就職支援のため、雇用保険など離職時に必要な手続等の情報をまとめたリーフレット等をやさしい日本語を含む多言語で周知する。
- 〔厚生労働省〕《施策番号133》

(6) 適正な労働環境等の確保

① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

- 労働基準監督署において、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知等を行う。また、ハローワークにおいて、事業主に対する外国人の雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発、雇用管理セミナーの重点的な開催等、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図り、外国人の職場定着を支援する。
- さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図る。〔厚生労働省〕《施策番号137》

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」(抜粋) (令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

3 生活者としての外国人に対する支援

(6) 適正な労働環境等の確保

① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

○ 我が国の安全衛生対策に関する知識が乏しく、あるいは日本語に不慣れな外国人労働者が少なくないことに鑑み、外国人労働者向けの外国語による安全衛生教材や外国人労働者を雇用する事業主向けに、特定技能外国人の受入れ分野（14分野）等に対応する安全衛生教育用視聴覚教材を開発するとともに、関係省庁、業界団体等に対してそれら視聴覚教材の活用方法等を周知するほか、視聴覚教材等を用いて外国人労働者に理解できる安全衛生教育を実施するよう事業主を指導・支援する。視聴覚教材については、令和元年度、日本語を含む11言語で作成したところ、令和2年度には対応言語を拡充して14か国語対応とするほか、VR技術等を用いた危険体感教育用教材を作成する。併せて、危険有害業務に係る補助教材等の充実を図るなど、外国人労働者の労働災害の防止対策のためのツールを充実・強化する。〔厚生労働省〕《施策番号139》

② 地域での安定した就労の支援

○ 社会保険への加入手続に関し、事業主の呼出し、訪問指導、立入検査等による計画的な事業所指導を実施するなど、外国人を雇用する事業所や雇用されている外国人に対する社会保険への加入促進の取組を重点的に推進する。あわせて、国民健康保険について、市町村において、離職時等に、年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組を推進する。

〔厚生労働省〕《施策番号149》

○ 外国人に対する国民健康保険制度の周知広報に要した費用に対し、特別調整交付金の仕組みにより財政支援を行うなど、

地方公共団体における外国人の国民健康保険制度への加入促進のための取組を支援する。〔厚生労働省〕《施策番号150》

夜間中学の設置促進・充実

令和3年度予算額（案） 75百万円
（前年度予算額 75百万円）



背景説明

- 全国には義務教育未修了が少なくとも約12.8万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。
- 平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。平成30年6月、「第3期教育振興基本計画」で全都道府県に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととした。平成31年度に2校、令和2年度に1校新設され、現在、全国10都府県28市区に34校。各地で設置機運が高まっている。
- 今後、全ての指定都市における設置も促進。



目的・目標

教育機会確保法等に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

- ・ 都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ・ 多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

夜間中学のさらなる設置促進

① 夜間中学新設準備・運営補助（補助事業） 55,000千円

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。（設置準備を行う期間は4,000千円、開設後は2,500千円を上限に補助（補助率1/3））

◆夜間中学についての広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。

◆は文部科学省が直接執行する予算を表す。

夜間中学の教育活動の充実

② 夜間中学における教育活動充実（委託事業） 10,000千円

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備の在り方を検証。

- ・ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ・ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ・ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ・ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ・ 遠方から通学する生徒への支援の在り方など

・ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
※SC・SSW、日本語指導補助者、母語支援員等は関係事業で対応

◆ 夜間中学に携わる教職員に向けた日本語指導研修を実施。

対象
校種

夜間中学

実施
主体

- ①夜間中学を設置しようとする又は開設後3年間までの夜間中学を有する都道府県、政令指定都市、市町村
- ②夜間中学を有する都道府県、政令指定都市、市町村

補助
割合

- ①新設準備2年間：1/3 ※上限400万円
- 開設後3年間：1/3 ※上限250万円

委託先

- ②夜間中学を有する都道府県、政令指定都市、市町村

補助
対象経費

- ①諸謝金（報償費を含む。）、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費、保険料、委託費

委託
対象経費

- ②人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費

「就労場面における日本語コミュニケーション能力評価ツール」作成事業

規制改革推進会議 保育・雇用WGにおいて、以下のとおり答申がなされた。

＜基本的考え方＞

就労先と日本語教育機関との間で、外国人労働者の日本語教育の目的や達成レベルについて共通認識が持たれず、能力育成の目的が達成されない場合がある。

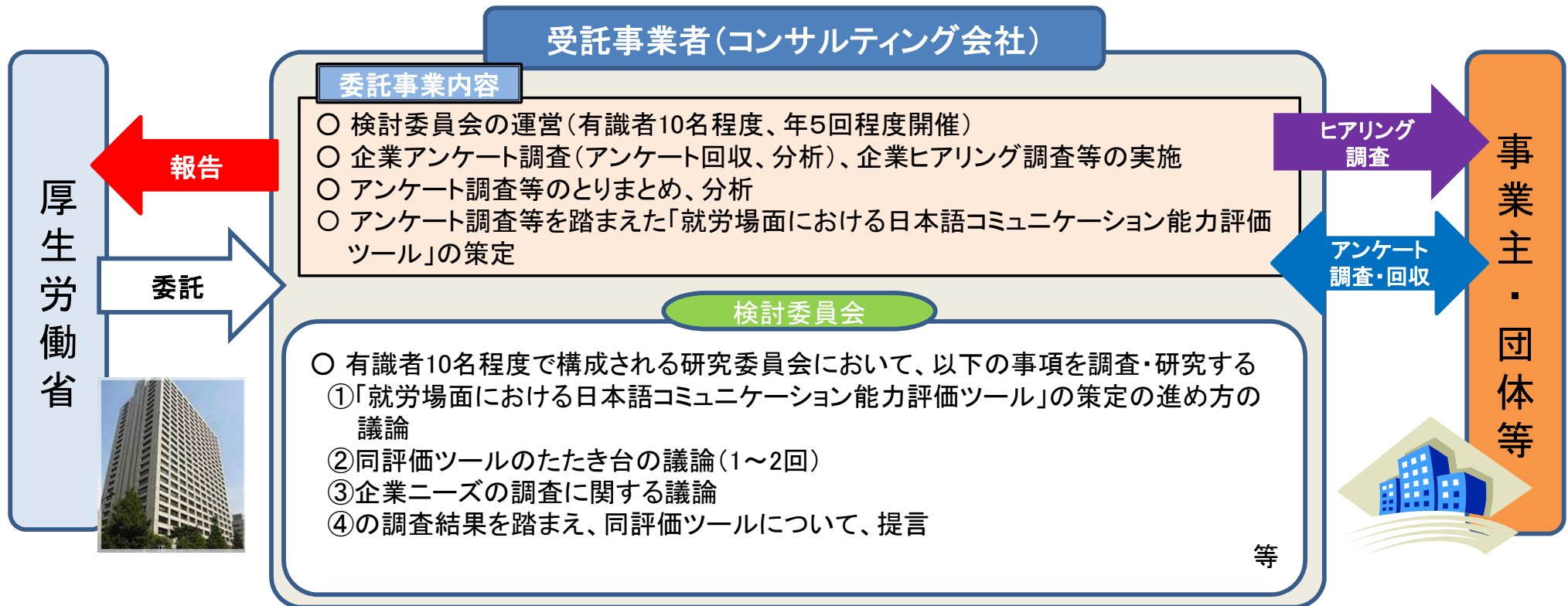
＜実施事項＞

厚生労働省は、就労場面における日本語コミュニケーション能力を定義し評価できるようにするため、企業のニーズを把握した上で、日本国内で働くことに特化したツールを作成し、各企業が活用できる「ひな形」として提供する。

＜令和2年度中措置＞

事業概要

- 上記答申を踏まえ、外国人の日本語教育の目的や達成レベルに係る企業側のニーズを調査するとともに、当該ニーズを踏まえ、外国人労働者を雇用している企業の代表者や日本語教育の専門家等からなる検討委員会を開催し、「就労場面における日本語コミュニケーション能力評価ツール」を作成する。



- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日公布・施行）においては、「国は、事業主等が技能実習生に対して日本語能力の更なる向上の機会の提供を促進することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする」とされている。
- このため、外国人技能実習機構において、技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習で活用できる日本語教育ツールを開発・提供することとしている。

【事業内容】



1. 実習生の学習状況及び必要とされるコンテンツ等の検討
技能実習現場の意見収集、有識者による検討
2. 日本語教育ツールの開発
e-learning 教材として、①大卒の職種（建設関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械金属関係等）、②実際の現場（office workではない）で使用する語彙、表現を使用（基本作業や安全衛生、労働契約等）、③例文を使用、④画面・音声ツールがついた、教材を開発し、外国人技能実習機構で公表
3. 開発・公表の状況（8言語：英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、ミャンマー語）
令和元年度：テキスト教材2職種（機械・金属関係、食品製造関係）を開発、公表（<https://www.otit.go.jp/kyoza/>）
令和2年度：テキスト教材1職種（建設関係）を開発、公表
アプリ教材2職種（機械・金属関係、食品製造関係）を開発中

外国人就労・定着支援研修事業

1 趣旨・目的

身分に基づく在留資格の外国人を対象として、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度等に関する知識の習得を目的とする研修を実施することにより、国内企業における安定的な就職と職場定着の促進を図る。

2 事業概要

受講対象者	身分に基づく在留資格の外国人									
研修内容	● 受講者の能力に応じて、5段階のレベルを設定 ● ビジネスマナーや我が国の雇用慣行等に関する講義、職場体験の実施（全レベル共通） ● 1コースあたりの総研修時間は120時間に設定（2～3ヶ月） ● 実施地域の実情や受講者ニーズを踏まえ、夜間や土日を開講するコースも設定									
実施規模	● 定住外国人が集住する地域を中心に全国110地域、275コース、受講者数5,500名規模で実施 [参考]令和元年度実績 <table><tr><td>実施地域数</td><td>…</td><td>98地域</td></tr><tr><td>実施コース数</td><td>…</td><td>296コース</td></tr><tr><td>受講者数</td><td>…</td><td>5,241名</td></tr></table>	実施地域数	…	98地域	実施コース数	…	296コース	受講者数	…	5,241名
実施地域数	…	98地域								
実施コース数	…	296コース								
受講者数	…	5,241名								

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

1. 介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

- 外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようするためのWEBコンテンツを開発・運用を行う。
- WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習教材の作成

- 外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。
また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- 技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。 など

介護の日本語学習WEBコンテンツ



特定技能評価試験学習テキスト

*9言語に翻訳済み



介護の日本語テキスト

*9言語に翻訳済み



- 産学官連携で実施した「外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチーム」での検討を踏まえ、留学生の採用プロセス及び採用後の待遇の多様化や情報発信を促すとともに、**職場における外国人材との効果的なコミュニケーションに向けた学び方に係る検討**を行うことを決定。
- **外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策**や**日本語教育の推進に関する基本方針**において受入れ側の環境整備が重要であることが明記されたほか、**成長戦略フォローアップ**等において、**日本人社員と外国人材との効果的なコミュニケーションを推進するための調査**を2020年度中に実施することが盛り込まれた。

経済財政運営と改革の基本方針 2020～危機の克服、そして新しい未来へ～（令和2年7月17日閣議決定）

ハンドブック（※）も活用して採用プロセス及び採用後の待遇の多様化や積極的な情報発信を促し、（略）希望する留学生の大多数が国内で就職し、活躍できる状況の実現を目指す。 ※「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」（令和2年2月）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）（令和2年7月14日関係閣僚会議決定）

日本人社員の上司や同僚が外国人材との効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学ぶ手法について調査を行うとともに、企業における効果的なコンテンツや学び方の活用を検討する。〔経済産業省〕《施策番号 101》

日本語教育の推進に関する基本方針（令和2年6月23日閣議決定）

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

（略）**職場等における効果的なコミュニケーションのため受入れ側の環境整備を図ることが重要**である。

成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）

ア）留学生等の国内就職促進及び就職後の活躍促進のための政府横断的な取組

経済団体・企業や大学等に対し、「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を踏まえ、業務で求められる多様な日本語能力や専門性に応じた採用選考等の実施や積極的な情報発信を促す。また、**日本人社員と外国人材との効果的なコミュニケーションを推進するための調査**を2020年度中に実施する。

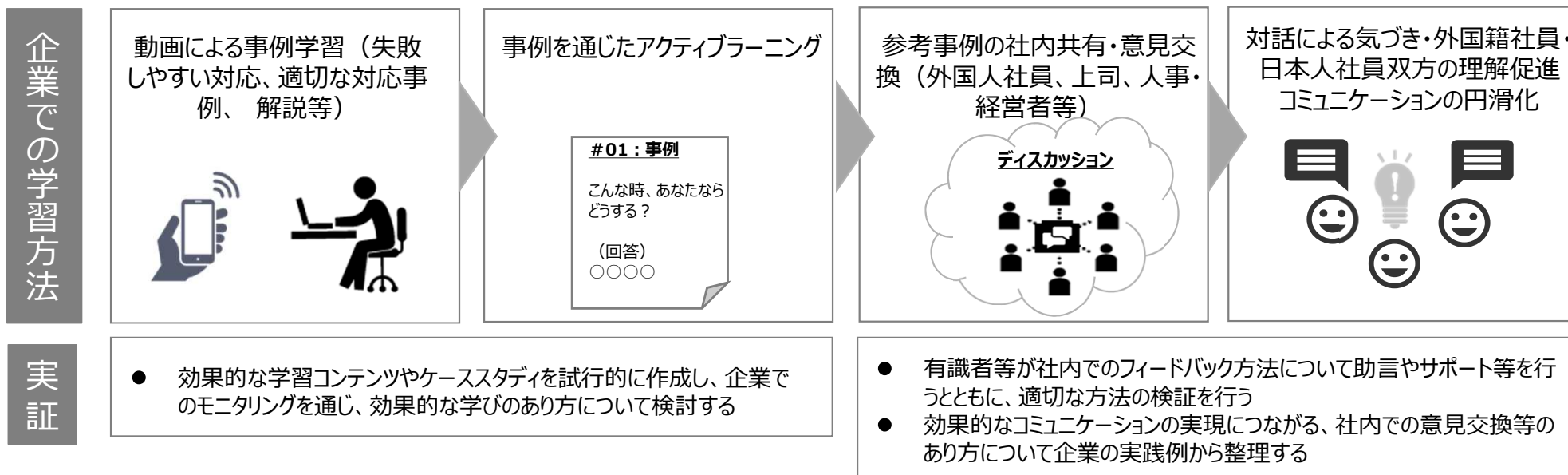


上記を踏まえ、令和2年度において、**職場における外国人材との効果的なコミュニケーション実現に向けた学びのあり方に係る調査**を実施。

職場における外国籍社員との効果的なコミュニケーション実現に向けた取組

- 職場において外国籍社員と日本人社員と円滑なコミュニケーションができる環境を整備することは重要。
- 日本人社員に向けた外国人材との効果的なコミュニケーションに係る学びの機会が限られている。
- 外国人材の活躍に向けた課題として、外国人材を受け入れる職場において、日本人独特の日本語によるハイコンテクストなビジネスコミュニケーションが弊害となっていると指摘されている。
- このため、職場における外国籍社員との効果的なコミュニケーションに向けた学びに関する実証を行い、**ウェブ上で活用できる動画教材を作成。オープンデータとして4月以降に公表予定。**

(学習のイメージ)



職場における外国人材との効果的なコミュニケーションの学び方についてポイントを整理
モデル教材を作成・オープンデータとして公表し、活用を促す

- 主なターゲットは外国籍社員の直属の上司や同じ職場の同僚等とするが、外国籍社員が活用する場合もコミュニケーションに有用なコンテンツとなることを想定。
- 日本人社員側が日本語や日本では当たり前と考えられる職場文化等に対する考え方・伝え方を調整する力を身につける必要があることを踏まえ、ミスコミュニケーションが生じやすい場面を想定し、動画コンテンツを作成。

動画教材のターゲット

外国人社員の直属の日本人上司や同じ職場の同僚、経営層や人事等社内（オフィス内）でのコミュニケーションを想定しているが、業種や職種、在留資格に限らず、共通する課題や場面を抽出する

動画教材の想定場面

以下の5つのカテゴリにおいてよくある事例を抽出

- ・ 仕事に関する文化・習慣の違いから生じるミスコミュニケーション
- ・ 業務の指示や受け答えで生じるミスコミュニケーション
- ・ 評価やフィードバックで生じるミスコミュニケーション
- ・ 配属やキャリアの視点で生じるミスコミュニケーション
- ・ その他の文化・価値観の違いから生じるミスコミュニケーション

【学習の流れ】

- 外国籍社員と日本人社員が動画を見て、なぜミスコミュニケーションが起きるのか考える
- 自分が動画の登場人物の立場ならどうするか、相手の立場ならどうするか、意見交換
- コミュニケーションを学ぶ目的は、正解を知ることではなく、多様な考え方に触れること。そして、改めて自身を振り返り、より良いコミュニケーションの取り方を考えること。「自分ならどう伝えるか」を参加者同士で話し合うことで理解を深める。

1

動画の視聴

- 外国籍社員と日本人社員のミスコミュニケーションの事例動画を見て、なぜそれが起きるのか考える



2

ディスカッション

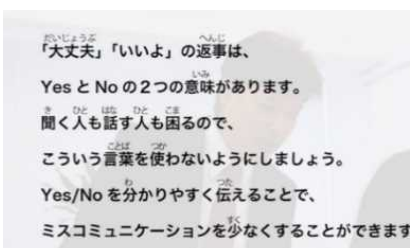
- 学習の手引きを参考に、自分がその立場だったらどのように伝えるか、相手の立場ならどう感じるかなどを話し合い、お互いに新たな気づきを得る(オンライン、オフラインいずれでも可)



3

解説の視聴

- 解説動画を見て、新たな気づきがあったか振り返る。



諸外国における外国人向け言語習得等のためのプログラムについて

	ドイツ	カナダ	オーストラリア	韓国
名称	統合コース	新規移住者のための言語訓練 (Language Instruction for Newcomers to Canada (LINC))	成人移民英語プログラム (Adult Migrant English Program (AMEP))	社会統合プログラム
根拠	滞在法	法的根拠なし	1971年移民(教育)法	出入国管理法等
財政負担者	国 (一部受講者が負担)	国 (各州に助成金)	国	国
実施機関	市民大学、民間語学学校、教会等(国により講習実施の許可(教員も許可制))	国が認定し、契約を結んだ教育機関、企業、NPO、NGO、地域の団体	州政府の教育関係施設、民間語学学校等	法務部長官が指定した機関、法人又は団体等
対象者	90日を超えて国内に滞在する外国人で、以下のいずれかの場合 ・職業目的の滞在許可 ・家族呼び寄せの目的の滞在許可 ・人道上の理由に基づく滞在許可 ・EU長期滞在者としての滞在許可	永住を認められた市民権取得前の成人の移民・難民	永住ビザ保有者、一部の一時滞在ビザ保有者 (原則18歳以上)	外国人登録証又は居所申告証を所持する合法的に在留する外国人
学習内容・期間	・ドイツ語コース (600～900授業時間) ・オリエンテーションコース (100授業時間)	語学レベルに応じた公用語学習の機会を、上限3年間、基本的に無料で提供	日常生活又は就職において必要とされる英語能力を養成するための最大510時間のプログラム	・韓国語教育(最大415時間) ・韓国社会理解教育 (70時間)

※出典：(ドイツ) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「諸外国における外国人受入制度に係る調査・研究報告書 ～英国・ドイツ・フランス・米国・韓国・台湾・シンガポールの受け入れ制度等について～」、吉満たか子「ドイツの移民・難民を対象とする統合コースの基本理念と現実」

(カナダ) 株式会社シー・ディー・アイ「諸外国における外国人に対する言語施策に関する調査研究報告書」、加藤普章「カナダの多文化主義と移民統合」

(オーストラリア) (財)自治体国際化協会 シドニー事務所「CLAIR REPORT No.358 オーストラリアの多文化主義政策」、オーストラリア内務省「English classes for eligible migrants in Australia」、Immigration (Education) Act 1971、Immigration (Education) (LIN 19218 Temporary visa classes for eligibility for English Courses) Instrument 2019

(韓国) 株式会社日本総合研究所「JRIレビュー 2019 Vol.10, No71 (特集 外国人材の望ましい受け入れに向けて)」、女性家族部「2020 韓国生活ガイドブック (日本語)」

日本語教育に関する意見・要望

【日本語教育全般】(東京都)

- 外国人が地域社会で自立した生活を円滑に送るための基礎的な日本語能力の習得や日本社会に対する理解等に、国が主体となって必要な施策を講じるべき。

【日本語教育に対する財政措置】(神奈川県、京都府、広島県、福岡県等)

- 国において、地方公共団体が日本語教育を実施等するための必要な財政的措置を講じるべき。

【日本語教育機会の提供】(全国知事会、愛知県)

- 全ての外国人に日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを国が構築することが必要である。

【日本語教育への動機付け】(関係者ヒアリング(特定非営利法人国際活動市民中心))

- 在留外国人に日本語教育を受けるための動機付け（日本語学習と在留資格の連動）が必要である。

【日本語の学習に関する困りごと】(令和2年度在留外国人に対する基礎調査)

- 1位 日本語教室・語学学校等の利用・受講料が高い。(23.3%)
- 2位 学んだ日本語を活かせる機会がない。(17.1%)
- 3位 都合のよい時間帯に利用できる日本語教室等がない。(15.6%)

日本語教育に関する課題

- 1 日本語教育を受ける機会の保障
- 2 日本語教育の質の向上の更なる促進
- 3 日本語教育を担う専門的人材の確保・育成
- 4 日本語教育への動機付け

社会生活上のルールや制度の習得に関する意見・要望

【全般】(東京都)

- 外国人が地域社会で自立した生活を円滑に送るための基礎的な日本語能力の習得や日本社会に対する理解等に、国が主体となって必要な施策を講じるべき。

【学習機会の提供】(全国知事会、愛知県)

- 新たに受け入れる外国人材や在留外国人が、地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、全ての外国人に日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを国が構築すべき。

【職業生活、日常生活及び社会生活における困りごと】(令和2年度在留外国人に対する基礎調査)

例えば、公的機関に相談する際の困りごとについては、以下の回答が多く見受けられた。

- 1位 どこに相談すればよいか分からなかった。(31.4%)
- 2位 相談するために仕事や学校等を休まなければならなかった。(27.8%)
- 3位 通訳が配備されていなかった又は少なかった。(20.4%)

社会生活上のルールや制度の習得に関する課題

国においては各府省庁において、所管事項に関連する生活情報等を外国人に対して周知する施策が講じられ、また、地方自治体においては、地域の実情に応じて、各自治体独自の生活オリエンテーションやそれに類似する取組が実施されている例があるものの、実施の有無や内容は様でなく、現状、在留外国人に行政情報や日本社会のルール、習慣等についての学習機会を提供する統一的な公的仕組みは構築されていない。

円滑なコミュニケーションのための日本語教育等の取組の方向性について（案）

日本語教育の取組の在り方

- 外国人への日本語教育は、我が国が受け入れた外国人が、誰一人として社会から孤立することなく、その一員として受け入れられるとともに、外国人と国民とが相互に円滑なコミュニケーションを図るためにも必要なものではないか。
- コロナ禍における状況も踏まえ、非常時におけるセーフティネットとして、外国人が情報収集、情報発信、相談等、生きるために必要な日本語を身に付けていることも必要なのではないか。

日本語教育の取組の方向性

- 1 全ての在留外国人が、非常時の対応など、生活のために最低限必要な日本語を学習できるよう環境整備を行う。
- 2 生活に必要な最低限の日本語を習得した後も日本語の学習を希望する外国人等に対して、一定の質の日本語教育に容易かつ負担なくアクセスすることができる環境整備を行う。
- 3 日本人も、やさしい日本語といった外国人に分かりやすい日本語による情報発信、相談の実施等を推進するとともに、効果的なコミュニケーションを学ぶなど、日本語を媒介として日本人と外国人が相互に理解し合う環境整備を行う。
- 4 外国人にとって日本語を習得する動機付けとして、外国人が積極的に日本語を学習するための環境整備を行う。

社会生活上のルールや習慣の習得等に関する取組の在り方

在留外国人が誰一人孤立することなく、地域社会の一員として、円滑な社会生活を送るためには、在留外国人が、各種行政情報や日本社会のルール、習慣等の地域社会で生活する上で必要となる知識や情報（以下「社会生活上必要となる知識等」という。）を学習することが必要なのではないか。

社会生活上のルールや習慣の習得等に関する取組の方向性

- 1 全ての在留外国人が社会生活上必要となる知識等を学習することができるよう環境整備を行う。
- 2 外国人にとって社会生活上必要となる知識等を習得する動機付けとして、外国人が積極的にこれらを学習するための環境整備を行う。